

奈良県職業訓練の基準等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第十五条の六第一項ただし書及び第三項、第十九条第一項、第二十三条第一項第三号並びに第二十八条第一項の規定に基づき、奈良県が実施する職業訓練の基準等について定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

（公共職業能力開発施設以外の施設で行う職業訓練）

第三条 法第十五条の六第一項ただし書の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 主として知識を習得するために行われる職業訓練であること。
- 二 短期課程（短期間の訓練課程をいう。以下同じ。）の普通職業訓練に準ずる職業訓練であること。
- 三 その教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練であること。

（公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練）

第四条 法第十五条の六第三項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

（普通課程の普通職業訓練の基準）

第五条 普通課程（長期間の訓練課程をいう。）の普通職業訓練に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 訓練の対象者 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による中学校を卒業した者若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「中学校卒業者等」という。）であること又は同法による高等学校を卒業した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「高等学校卒業者等」という。）であること。

- 二 教科 その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるた

めに必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

三 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。

四 訓練期間 中学校卒業者を対象とする場合にあつては二年、高等学校卒業者を対象とする場合にあつては一年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等により難しい場合には、中学校卒業者等を対象とする場合にあつては一年以上四年以下、高等学校卒業者等を対象とする場合にあつては一年以上四年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができること認められる期間とすることができる。

五 訓練時間 一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間が中学校卒業者等を対象とする場合にあつては二千八百時間以上、高等学校卒業者等を対象とする場合にあつては千四百時間以上であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、一年につきおおむね七百時間とすることができる。

六 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

七 訓練生（訓練を受ける者をいう。以下同じ。）の数 訓練を行う一単位につき五十人以下であること。

八 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。

九 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間一年以内ごとに一回行うこと。ただし、最終の回の試験は、法第二十一条第一項の規定による技能照査をもって代えることができる。

2 規則で定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、規則で定めるところによるものとする。

（短期課程の普通職業訓練の基準）

第六条 短期課程の普通職業訓練に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。

一 訓練の対象者 職業に必要な技能（高度の技能を除く。次号において同じ。）及

びこれに関する知識を習得しようとする者であること。

二 教科 その科目が職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

三 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。

四 訓練期間 六月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあつては、一年）以下の適切な期間であること。

五 訓練時間 教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間が十二時間以上であること。

六 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

2 規則で定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、規則で定めるところによるものとする。

（無料とする職業訓練）

第七条 法第二十三条第一項第三号の条例で定める職業訓練は、職業能力開発校において求職者に対して行う職業訓練とする。

（職業訓練指導員の資格）

第八条 法第二十八条第一項の条例で定める者は、同項に規定する都道府県知事の免許を受けた者又は職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第四十八条の三各号のいずれかに該当する者（当該免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者にあつては、省令第三十九条第一号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。